

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 終了年月日 令和 8 年 3 月 30 日
- 3 作業地域 佐賀市全域、鳥栖市全域、多久市全域、武雄市全域、鹿島市全域、小城市全域、嬉野市全域、神崎市全域、神埼郡吉野ヶ里町全域、三養基郡基山町全域、上峰町全域及びみやき町全域、杵島郡大町町全域、江北町全域及び白石町全域並びに藤津郡太良町全域